

2021年7月1日

「新リバップガード」ご契約のお客さまへのお知らせ

2021年7月1日より、当社の「新リバップガード」（賃貸住宅入居者あんしん総合保険）を改定し、補償の拡充等を行った「新リバップガードα」に切り替わります。

補償の拡充について、新リバップガードのご契約者様にも2021年7月1日より自動的に適用になりますので、お知らせします。

以上

新リバップガード改定のご案内

新ペットネームは「新リバップガードα」です

平素はハウスガードの火災保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

当社では、大型台風やゲリラ豪雨等の自然災害の多発や高齢化社会の進行、デジタル化の流れ等を踏まえ、お客さまに一層の安心と信頼をお届けするために、商品の改定を行います。また、一部プランの保険料の引き下げを行うとともに、普通保険約款の明確化、平易化も行います。つきましては、次のとおり主な改定内容をご案内します。

以下の改定は2021年7月1日より既存の新リバップガードの契約に自動適用となります。

*2017年5月31日以前ご契約の「リバップガード」には適用されません。

1. 家財の補償の対象および保険金を支払う事故の明確化

◆「保険の対象となる家財」、「保険の対象とならない家財」、「破損、汚損等の事故の対象とならない家財」および「保険金を支払う事故」について普通保険約款を改定し、明確化しました。

①保険の対象(※)となる家財 ※被保険者が所有し、その所有者と建物の所有者が異なる場合に限りま

改定前		改定後	
対象	説明	対象	説明
畳、建具、建物設備	畳、建具類または建物に定着している電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備をいいます。	畳、建具、建物付属設備	畳、建具類または建物に定着している配線・配管、電気、通信、ガス、 <u>給排水、衛生、消火</u> 、暖房・冷房設備、 <u>エレベーター、リフト</u> その他の付属設備をいいます。

②保険の対象とならない家財

改定前		改定後	
対象外	説明	対象外	説明
自動車	自動車およびその付属品（自動車に定着または装備されている物、ならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、ETC車載器等をいいます。）をいいます。	自動車	自動車およびその付属品（自動車に定着または装備されている物、ならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、ETC車載器、 <u>ドライブレコーダー</u> 等をいいます。）をいいます。
証書等	証書、帳簿、稿本、設計書、図案その他これらに類する物をいいます。	証書等	証書、帳簿、稿本、設計書、図案、 <u>ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勳章、き章、免許状</u> その他これらに類する物をいいます。

③破損、汚損等の事故の対象とならない家財

改定前		改定後	
対象外	説明	対象外	説明
ラジコン	ラジオコントロール模型およびその付属品をいいます。	ラジコン	ラジオコントロール模型（ <u>無人で地上・地中または水上・水中もしくは空中を運行する機械を含みます。</u> ）およびその付属品をいいます。

④保険金を支払う事故

改定前		改定後	
事故	説明	事故	説明
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、 <u>盗難に伴い保険の対象に発生した損傷または汚損等の損害を含みます。</u>

2. 費用の補償の拡充（被災時特別費用保険金の新設）

◆被災し退去したときに支出した避難・転居の費用が、当社がお支払いする事故時諸費用保険金の額を上回った場合、上回った額を補償します（20万円を限度）。

【補償例】家財の損害が30万円、避難・転居の為に支出した費用が25万円の場合
 <損害・費用の額> 合計55万円

家財の損害30万円		避難・転居の費用25万円	
<従来の商品の補償>		合計39万円	
家財損害保険金30万円	事故時諸費用保険金* 9万円	不足額16万円	
<新リバップガードαの補償>		合計55万円	
家財損害保険金30万円	事故時諸費用保険金* 9万円	被災時特別費用保険金	16万円

* 事故時諸費用保険金9万円=家財損害保険金30万円×30%

3. 賠償の補償の拡充（電車等運行不能賠償補償の新設）

◆改定前の補償に加え、誤って線路に立ち入る等で電車等を運行不能にさせてしまったことによる損害も補償対象とします。

改定前		改定後	
保険金の種類	保険金を支払う場合	保険金の種類	保険金を支払う場合
個人賠償責任保険金	他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	個人賠償責任保険金	他人の身体の障害もしくは他人の財物の破損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害、または <u>軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害</u>

4. 解約や事故のご連絡方法の拡大（当社への申出等に関する特約の新設）

◆解約や事故のご連絡等について書面のみならずインターネットや電話等の通信手段にも行えることとします。

以下の改定は2021年9月1日以降の更新契約に適用されます。

5. 一部プランの保険料引き下げ

◆次の2つのプランの更新後の契約の保険料を引下げます。※下記以外のプランの保険料の変更はありません。

	改定前		改定後	
保険料	24,000円	27,000円	<u>23,800円</u>	<u>26,600円</u>
家財補償	700万円	875万円	700万円	875万円
個人・借家人賠償責任補償	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

6. 被保険者の範囲の変更

◆記名被保険者（保険証券記載の被保険者）以外の被保険者の範囲を同居人とし、同居しなくなった場合は被保険者ではなくなります。

□この資料は、「新リバップガードα」の概要をご説明したものです。詳しくは当社ホームページ掲載の「重要事項のご説明」、「普通保険約款・特約」をご覧ください。